



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(総務七一)  
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一二四〇一二六)

〔告 示〕

○令和三年東京オリンピックピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピックピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を指定する件(文部科学一一三、一一四)  
○道路に関する件(中部地方整備局九五)  
○道路に関する件(九州地方整備局一〇六、一〇七)

〔公 告〕

諸事項  
裁判所  
破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本放送協会落札、地方公務員共済組合連合会、日本税理士会連合会令和二年度の決算、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・印章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記関係

地方公共団体

解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係

会社その他

会社決算公告

三

五 四 六

省

令

○総務省令第七十一号

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

総務大臣 武田 良太

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請）

第一条の六 法第十条第一項ただし書の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、別記様式第一の二の申請書を所轄消防長又は消防署長に提出しなければならない。

（屋内給油取扱所）

第二十五条の六 令第十七条第二項の総務省令で定める給油取扱所（同項の屋内給油取扱所をいう。）は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの（当該割合が三分の二までのものであつて、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とする。

（危険物保安監督者の選任又は解任の届出書）

第四十八条の三 法第十三条第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、別記様式第二十の二による書類を添付しなければならない。

改正前

〔新設〕

（屋内給油取扱所）

第二十五条の六 令第十七条第二項の総務省令で定める給油取扱所（同項の屋内給油取扱所をいう。）は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。以下この条において同じ。）の一階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の一階の床面積を減じた面積の三分の一を超えるものとする。

（危険物保安監督者の選任又は解任の届出書）

第四十八条の三 法第十三条第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、法第十三条第一項に規定する実務経験を証明する書類を添付しなければならない。

## 危険物 仮貯蔵 承認申請書

般		年 月 日	
申請者		(電話 )	
住所		氏名	
住所名	所在地	電話 ( )	
危険物の類、品名及び最大数量	指定数量の倍数	倍	
仮貯蔵・仮取扱いの方法			
仮貯蔵・仮取扱いの期間			
年 月 日から 年 月 日まで 日間			
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)			
現場管理責任者		緊急連絡先 ( )	
住所	氏名	【危険物取扱者免状：有(種類： )・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期間経過後の処理			
その他必要事項			
※受付欄		※手数料欄	
※経過欄		※手数料欄	
承認年月日 承認番号			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。

様式第20の2 (第48条の3関係)

[新設]

実 務 証 驗 証 明 書

氏 名	(      年      月      日生)			
取り扱った危険物	類 別	第	類	品 名
取り扱った期間	年	月	日 から	年      月      日まで (      年      月)
製造所等の別 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証明年月日	年      月      日			
事業所名				
所在地				
証明者	職 名			
	氏 名			
	電話番号	(      )		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定は、公布の日から施行する。